

1. 「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」と「監査役職務確認書」の相互関係

「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」（以下、「企業集団確認書」という。）は、「監査役職務確認書」の姉妹版として位置づけられている（「改訂（第4回）」について2017年3月）。すなわち、「監査役職務確認書」の「Ⅱ. 業務監査 5.内部統制監査(p.10～)」、「10.企業集団に関する監査(p.17～)」について、親会社監査役が親会社取締役の行う企業集団における内部統制システムの構築・運用に関する業務執行状況をより詳しく監査するために確認項目を用意したものである。親会社監査役は、企業集団の内部統制監査のみではなく親会社での監査活動全般を確認することが必要であり、そのため先ず「監査役職務確認書」を活用していることが望ましい。（監査等委員の場合、「監査等委員（会）職務確認書」と読み替える。）

2. 平時の監査活動と不祥事発生時の対応について

「監査役職務確認書」「企業集団確認書」いずれも、主として平時において、又は不祥事の兆候（不適正行為等）を発見した場合に標準的なレベルで監査活動、調査、意見表明を行うことができるか否かを確認するための小冊子と位置づけられる。これは、「予防監査」に重点を置くべきという考え方でそれぞれの確認書が活用されることを期待しているからである。

明らかに不祥事が発生したと認められた後の監査役の行動は、「監査役職務確認書」では、「Ⅲ. 業務監査 9.企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会(p.16)」で触れている。「企業集団確認書（会社法編）」では、確認項目の「小見出し 10.不祥事発生時」の確認項目（No.7,20等）で、不祥事発生後というより、どちらかという不祥事発生兆候発生時の対応について確認を求めているに過ぎない。明らかに企業不祥事発生となった後の取締役、監査役の対応の詳細解説については、他の書、例えば「最新 監査役の実務マニュアル（監査懇話会編集、新日本法規出版刊行）」（第4章第8 企業不祥事に対する監査役の対応 p.429～）を参照のこと。

3. 不祥事の定義について

「企業集団確認書（会社法編）」では、不祥事については、「企業集団内に重大な不適正行為が発生した場合」「企業集団全体に大きな影響を与える事態が発生した場合」（確認項目7,14,20,31等）「親会社と子会社・関連会社との間又は子会社・関連会社間での不適正な行為」（52,64等）のように包括的な表現をしている。会社法編の最終ページ「付表」では(5)不適正な行為の項で、その定義を記載している。

企業不祥事は、各社各様の特有の環境の中でその発生のリスクが内在し、その顕在化（発覚）の状況も各企業、企業グループごとに様々であり、一概に特定の分野や類型に分類することは差し控えている。リスクや不祥事の原因の分野を限定して記述することによって、確認書を活用する監査役の関心がその他の分野に向かなかつたり、社会情勢によりリスク等に

変化があることに気付かなかつたりするおそれもあるからである。むしろ、各社、各企業グループの中で、取締役、監査役、内部監査部門等が企業不祥事発生リスクの分野や程度を自ら設定し、それに対する内部統制システムの強化や監査を図るべきであろう。

「企業集団確認書（会社法編）」では、リスクの把握を重要と考え、「小見出し 02.リスク認識」という概念で多くの確認項目を記述している。「監査役職務確認書」においても重要なリスクに関し、冒頭の監査計画の項を始めとして、各項で随時触れている。

4. 子会社の監査役の監査活動状況の確認について

「企業集団確認書」は、企業集団全体における内部統制システムの状況を確認するための小冊子である。企業グループ全体の内部統制システムの構築・運用は、企業グループの親会社の取締役の業務執行の一部であるため、親会社の監査役が親会社の取締役の職務、業務執行を監査する視点で確認項目を記述している。

一方、企業集団内の子会社等の監査役の視点で見ると、「企業集団確認書（会社法編）」の後半、「B. 親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務」を流用して活用できる。「B－I. 子会社・関連会社の代表取締役・その他の取締役との意見交換」における各確認項目は、子会社が監査役設置会社であるならば、子会社・関連会社監査役の代表取締役との意見交換の議題や社内内部統制監査の着眼点として活用できる。また、「B－II. 子会社・関連会社の監査役との意見交換」の各確認項目は、子会社等の監査役の監査環境や社内の内部統制の監査をする場合の着眼点として活用できる。

親会社監査役は、個別の子会社等の監査を行う法的権限や責任は必ずしもあるわけではなく、子会社等の取締役の職務執行を監査するのはその会社の監査役に外ならない。「監査役職務確認書」の確認事項を着眼点として活用することが望ましい。

5. 実際の企業不祥事が発生した会社・企業グループへの職務確認書の適用について

企業不祥事が実際に発生した会社・企業グループの第三者委員会等の調査報告では、「発生した事実」と「取締役の職務、監査役の職務として基本的な善管注意義務を果たしていたのか否か」という責任追及の意味でその評価」が記載されているが、詳細な事実関係、いつどの場面での発言をしたか、どういう行動をしたかの詳細を読み取ることは困難といえる。全体的に企業風土、会社のコンプライアンス意識に欠けている状況で発生した不祥事であり、「予防監査」を主眼として作成されている「職務確認書」の個別の確認項目と取締役、監査役の個別の行動とを直接的に関連付けることは多くの場合難しい。

一般的には、監査役が、平時において「監査役職務確認書」「企業集団確認書」を活用して、自らの監査活動が標準的レベルの監査活動か否かを確認していれば、不祥事が発生する確率は下がるであろうと断言できる。

以上